

京都市告示第 352 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しましたので、同条第 4 項の規定に基づき告示します。

令和元年 10 月 2 日

京都市長 門川 大作

道路の種類	路線名	区間	指定の部分・延長
一般市道	三条通	中京区中島町 1 1 3 番地 5 地先から 中京区大黒町 3 2 番地地 先まで	上下線・230m

(建設局土木管理部道路河川管理課)